総合型地域スポーツクラブ東京都協議会登録基準細則

(総則)

第1条 本細則は、総合型地域スポーツクラブ東京都協議会登録規程第3条に基づき、 総合型地域スポーツクラブ東京都協議会(以下「都協議会」という。)の登録基準に 関することについて定める。

(基本基準)

第2条 登録可能と判断する基本的な基準(以下「基本基準」という。)は、公益財団 法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会(以下「全国協議会」という。)登録基準細則第2条に準ずるものとする。

<全国協議会登録基準細則第2条が定める基本基準>

分類	個別基準	
	①多種目(複数種目)のスポーツ活動を実施してい	
(1)活動実態に関する基準	る。	
	②多世代(複数世代)を対象としている。	
	③適切なスポーツ指導者を配置している。	
	④安全管理体制を整備している。	
(2)運営形態に関する基準	⑤クラブマネジャー等に専門的知識を有する者を	
	配置している。	
	⑥地域住民が主体的に運営している。	
(3)ガバナンスに関する基準	⑦規約・会則・定款等(以下「規約等」という。)が	
	意思決定機関※の議決により整備され、当該規約	
	等に基づいて運営している。	
	⑧事業計画・予算、事業報告・決算が、意思決定機	
	関で議決されている。	

※意思決定機関とは、総会、理事会、運営委員会等を指す。

(基本基準の適用範囲)

第3条 基本基準の適用範囲(運用ルール)は、全国協議会登録基準細則第3条に準ずるものとする。

<全国協議会登録基準細則第3条が定める必ず満たすべき運用ルール>

基本基準		 必ず満たすべき運用ルール
分類	個別基準	必り個に外では連用が
(1)活動実態	①多種目(複数種目)のスポ	・定期的※1なスポーツ活動を2種目
に関する基準	ーツ活動を実施している。	以上実施している。
	②多世代(複数世代)を対象	・次の世代区分のうちいずれか2区分
	としている。	以上の会員※2がいる。
		(世代区分)

		,
		A)未就学児
		B)小学生
		C)中学生
		D)高校生(~18 歳)
		E)~29 歳
		F) ~39 歳
		G)~49 歳
		H) ∼59 歳
		Ⅰ)~69 歳
		J)70歳~
	③適切なスポーツ指導者を配	・日本スポーツ協会(以下「JSPO」とい
	 置している。	う。) が公認スポーツ指導者を養成して
		いる競技・種目の定期的な教室活動の
		指導者のうち少なくとも1 名はスポー
		ツコーチングリーダーやスタートコー
		チをはじめとする JSPO 公認スポーツ
		指導者資格(スポーツリーダーは除く)
		を有している。なお、JSPO が同等と認
		める関連資格保有者も可とする。※3
	④安全管理体制を整備してい	・クラブの各スポーツ活動における安
	る。	全管理をスポーツコーチングリーダー
		やスタートコーチをはじめとする JSPO
		公認スポーツ指導者資格(スポーツリ
		ーダーは除く)が担っている。なお、
		JSPO が同等と認める関連資格保有者
		も可とする。※4
		・緊急連絡体制を整備している。※5
(2) 運営形態	⑤クラブマネジャー等に専門	・クラブマネジャー、事務局員及び役
に関する基準	的知識を有する者を配置して	員というクラブの運営に関わる者の少
	いる。	なくとも1 名は、JSPO 公認クラブマ
		ネジャー又はアシスタントマネジャー
		資格を有している。※4
	⑥地域住民が主体的に運営し	・総合型地域スポーツクラブ(以下「総
	ている。	合型クラブ」という。) の最高意思決機
		関の議決権を有する者の過半数が、総
		合型クラブが所在する市町村※6の住
		民、在勤者又は在学者である(前述の
		要件を満たせない場合は、総合型クラ
		ブが所在する市町村並びに当該市町村

		に近隣の市町村の住民、在勤者及び在
		学者を合算すると議決権を有する者の
		過半数である)。
		・非営利組織である。※7
(3) ガバナン	⑦規約等が意思決定機関の議	・規約等※8の改廃に必要な総会・理事
スに関する基準	決により整備され、当該規約	会・運営委員会等の意思決定機関の議
	等に基づいて運営している。	決について当該規約等に定めている。
	⑧事業計画・予算、事業報告・	・事業計画・予算、事業報告・決算を議
	決算が意思決定機関で議決さ	決した総会・理事会・運営委員会等の
	れている。	うち最上位の意思決定機関の議事録が
		提出されている。※9

- ※1:定期的とは、年間で12回以上実施することを示す。
- ※2:会費・参加費の支払い有無や活動状況に関わらず、クラブが規約等※8で会員と して扱っている者を会員としてみなす。
- ※3:令和11 年度登録認定時までは本基準が満たされないことを理由に、登録を不可とすることはしない(令和12 年度登録申請時からは、移行措置を終了する。ただし、移行措置期間終了時までの基準到達状況により、移行措置の見直しを行う可能性がある。)
- ※4: 令和11 年度登録認定時までは本基準が満たされないことを理由に、登録を不可とすることはしない(令和12 年度登録申請時からは移行措置を終了する)。
- ※5:不測の事態に備え、あらかじめ医療機関をはじめとした各種機関・団体等や総合型クラブ内関係者の緊急時に関する連絡体制を整えていることを指す。
- ※6:特別区は市町村に準ずる。
- ※7:営利法人である「株式会社」「合同会社」「合資会社」「合名会社」等は対象外。
- ※8:規約・会則・定款等を指す。
- ※9:法人格を有している場合は、法令に定める方法で作成すること。任意団体の場合は、以下の内容が含まれていることが望ましい。

記載内容

- (1) 日時及び場所
- (2) 議決権を有する者の総数及び出席者数 (書面表決者または表決委任者がある場合は、その数を付記すること。)
- (3)審議事項
- (4)議事の経過の概要及び議決の結果
- (5)議事録署名人の選任に関する事項

(都協議会独自基準)

第4条 所在する区市町村を通じ、東京都に総合型クラブ設立の「届出」を提出している。

(改定)

第5条 本細則は、都協議会常任幹事会の議決により変更することができる。

附則

- 1 本細則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 本細則は、令和6年4月1日から施行する。
- 3 本細則は、令和8年度登録申請時から施行する。